

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）
第二十九条第四項において準用する同法第二十八条第六項の規定により、次のとおり公
聴会を開催します。

平成二十八年六月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 日時 平成二十八年七月二十一日 午後一時三十分

二 場所 吉野郡野迫川村大字北股八四 野迫川村地場産業振興センター

三 公聴会において聴こうとする案件

立里荒神鳥獣保護区特別保護地区の指定について